

大 月 市
第3次環境基本計画

2026（令和8）年度～2035（令和17）年度

目次

第1章 計画の基本的事項	2
第1節 計画策定の背景・目的.....	2
第2節 計画の基本的事項.....	3
第3節 大月市の概要.....	5
第2章 計画策定の方向性	11
第1節 大月市の環境の現状と課題.....	11
第2節 計画策定に向けた視点.....	35
第3章 目指すべき環境像	37
第1節 目指すべき環境像.....	37
第2節 基本目標.....	38
第3節 計画の体系.....	39
第4章 環境施策	40
第1節 環境施策の体系.....	40
第2節 基本目標ごとの環境施策.....	41
基本目標1 山・川の豊かな自然を活かした魅力あふれるまち.....	41
基本目標2 健康で快適に安心して暮らせるまち.....	44
基本目標3 省資源やりサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち.....	48
基本目標4 脱炭素に取り組むまち.....	51
基本目標5 市民みんなで環境問題に取り組むまち.....	55
第5章 計画の進行管理	58
第1節 計画の推進及び進行管理の基本的な考え.....	58
第2節 計画の周知.....	60
第3節 財源の確保.....	60
資料編	61
1 大月市環境審議会答申.....	61
2 委員名簿.....	61
3 策定経過.....	61
4 市民参加.....	62
5 用語解説.....	63

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景・目的

1-1 計画策定の背景

現代社会は気候変動、生物多様性の損失、プラスチックごみなどによる汚染という地球規模の環境課題に直面しており、本市も自然災害の発生など、大きな影響を受けています。

世界では持続可能な社会の実現に向けた取組みがさらに加速しています。国では2050年カーボンニュートラルへの取組みや気候変動へ対応、フードロスや循環型社会、生物多様性保全への対応など環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するため、今回、計画の見直しを行い、「大月市第3次環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

1-2 計画策定の目的

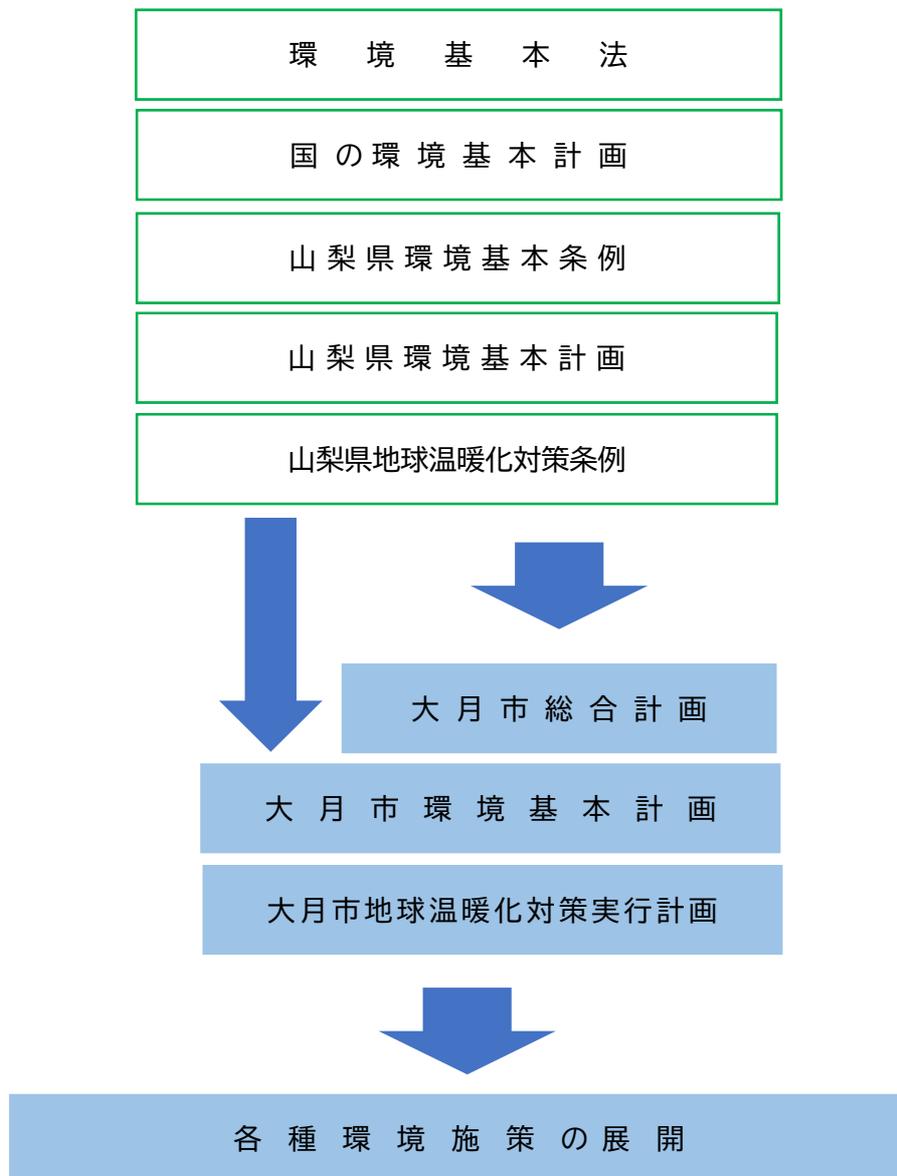
「大月市第8次総合計画（令和6年3月策定）」において、まちづくりの将来像を「ひとと自然をいかし、希望のもてる未来をみんなで実現していくまち 大月」とし、将来像の実現に向けた政策の取組みとして「美しく便利で快適なまち」などを定め、大月市の望ましい環境像の実現を目指す施策が示されています。

本計画は、その将来像の実現に向け、環境に関する本市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境の保全・創造に取り組むための指針を明示するものです。

第2節 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、国の環境基本法・環境基本計画や県の環境基本条例・環境基本計画などと整合を図りながら、大月市総合計画に沿った、大月市の望ましい環境像の実現を目指す環境行政に関する総合的な計画です。

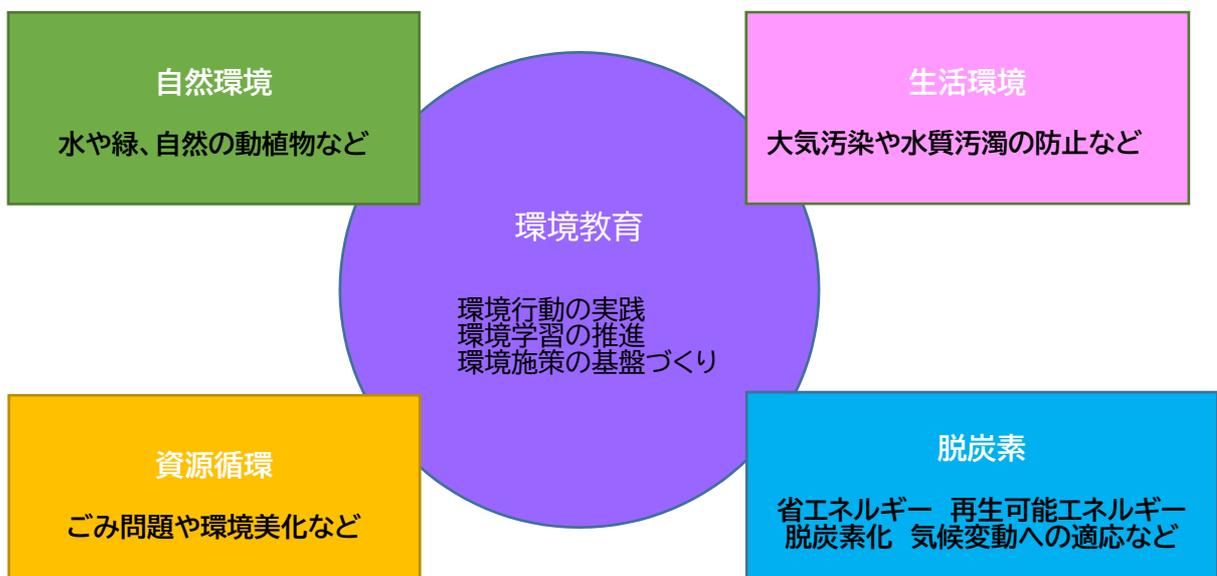


2-2 計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度とし令和17年度を目標年度とする10カ年計画です。今回の見直しは、市の総合計画との調整、各環境指標と目標値に対する実績などを分析した結果を踏まえて見直しを実施しました。

2-3 計画の範囲

本計画は、原則として本市の行政区域全体を対象とします。なお、周辺市町村との広域的な連携も視野に入れ、相互に効果の得られる方策を検討します。また、計画で扱う環境の範囲は、本市が誇る水や緑、動植物などに関する「自然環境」、水質汚濁や大気汚染の防止など安全・安心な暮らしに関する「生活環境」、ごみ問題や環境美化などに関する「資源循環」、カーボンニュートラルへの取組みや気候変動への対応などに関する「脱炭素」と、環境保全について学習するための教育や啓発活動などに関する「環境教育」とします。



第3節 大月市の概要

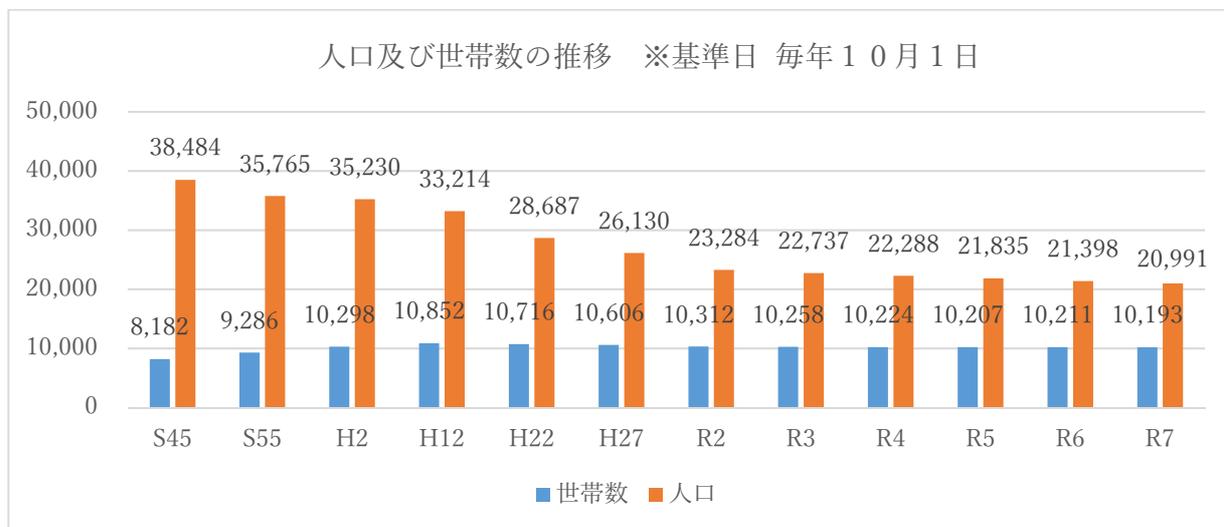
3-1 位置・地勢

本市は山梨県の東部、県都甲府市から東に約35kmに位置し、東は上野原市、西は甲州市、南は都留市・富士河口湖町、北は小菅村と接しています。市の面積は280.3km²と県内でも4番目と大きく、東西約27km・南北約19kmに広がっています。

地勢は、市域を東西方向に流れる桂川・笹子川を軸として、北側に関東山地、南側に丹沢山地の山々が連なり、この間を流れる水系沿いに細長い低地が形成されています。主に山地としては、小金沢山(標高2,014m)、雁が腹摺山(1,874m)、滝子山(1,590m)などがあり市域の8割が標高500m以上の区域で占められています。

3-2 人口・世帯数の推移

令和7年10月1日現在の人口は20,991人で、昭和29年の大月市が誕生した時点の人口は4万人を超えていましたが、長期的な人口の減少傾向が続いています。



(出典：大月市 住民基本台帳)

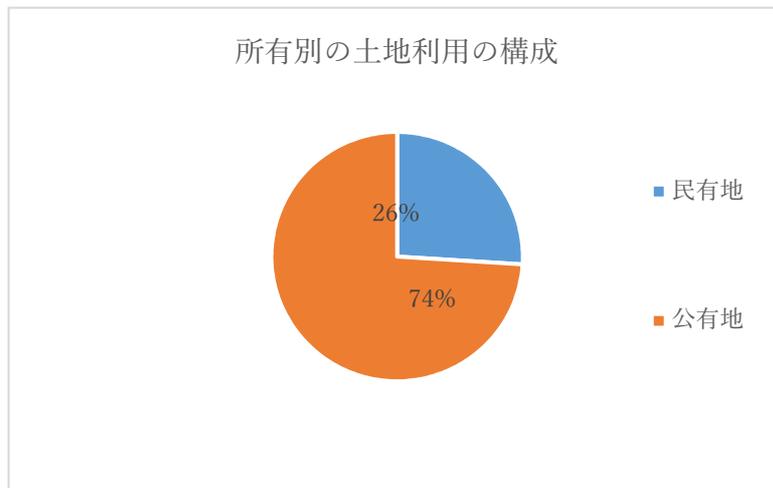
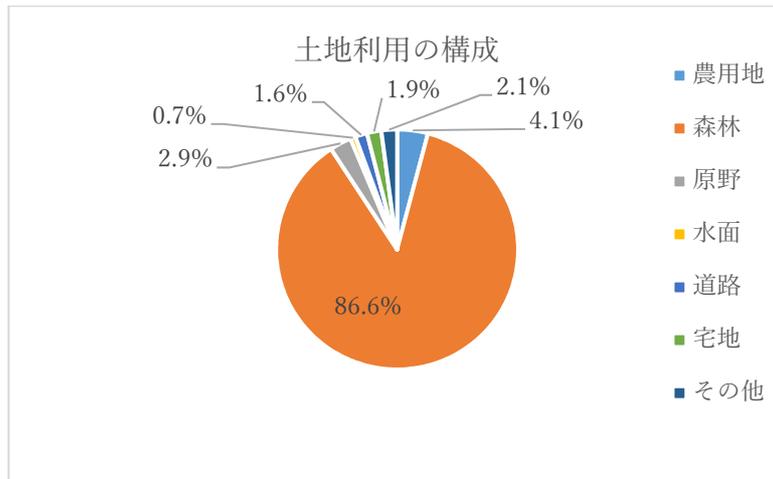
3-3 土地利用の状況

市域の9割以上を森林で占めています。市内の土地利用状況は次のとおりとなっています。

(各年1月1日) (単位: ha)

区 分	平成28年	平成29年	令和2年
農用地	1,205	1,202	1,157 (4.13%)
森 林	24,318	24,276	24,273 (86.61%)
原 野	809	808	807 (2.88%)
水面・河川・水路	204	205	205 (0.73%)
道 路	443	441	443 (1.58%)
宅 地	534	570	537 (1.92%)
その他	512	523	603 (2.15%)
合計・構成比 (%)	28,025	28,025	28,025 (100.00%)

(出典: 大月市統計書 令和5年版)



(出典: 大月市統計書 令和5年版)

3-4 産業の概要

(1) 産業構造

市内の事業所総数は1, 165事業所となり、減少傾向となっています。

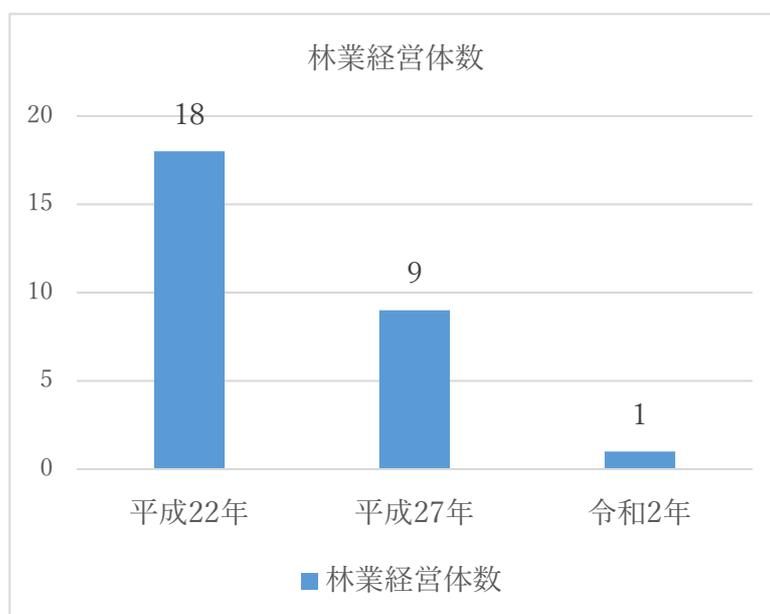
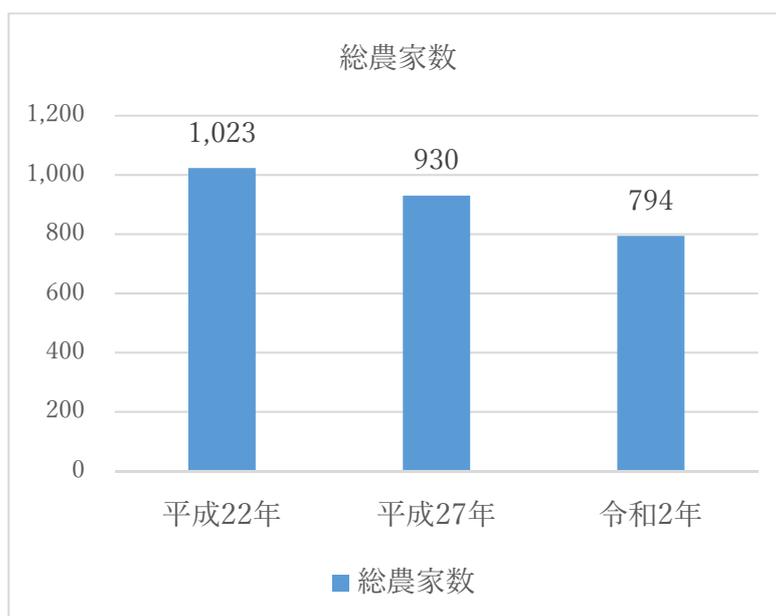
調査年	平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年
産業別			
農林漁業	9	8	10
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-
建設業	168	160	146
製造業	224	214	188
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	11
情報通信業	6	9	11
運輸業, 郵便業	28	25	23
卸売業, 小売業	268	258	214
金融業, 保険業	17	18	15
不動産業, 物品賃貸業	83	80	73
学術研究, 専門・技術サービス業	39	36	41
宿泊業, 飲食サービス業	123	121	109
生活関連サービス業, 娯楽業	114	107	90
教育, 学習支援業	42	44	36
医療, 福祉	79	80	76
複合サービス事業	19	18	14
サービス業	108	102	108
総数	1,332	1,285	1,165

(出典：令和3年経済センサス調査)

(2) 農林業

主要な栽培作物は、水稻、野菜、果樹です。ただし、従事者の高齢化や後継者不足により、耕作面積、粗生産額も減少し、農家1戸あたりの農業所得は年々減少しています。

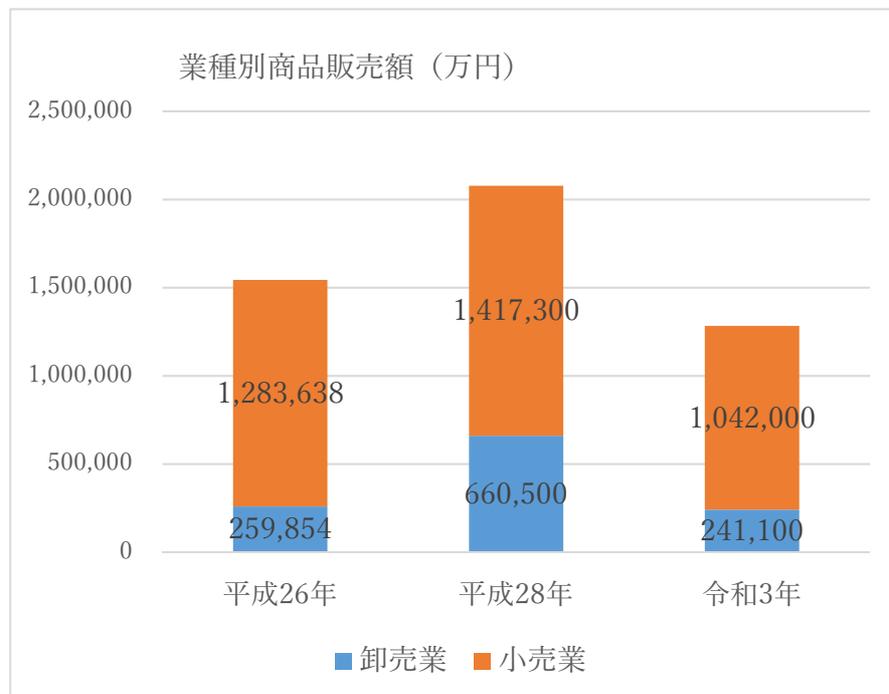
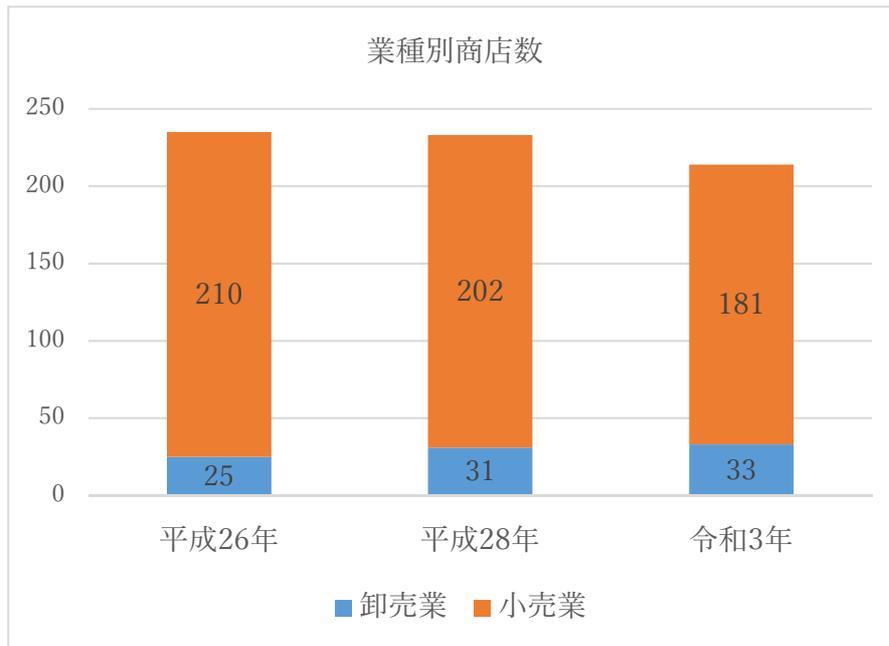
林業についても、保有山林面積5ha以下の小規模林家が約8割を占めることや、木材価格の低迷により厳しい状況が続いています。



(出典：2020年農林業センサス)

(3) 商業

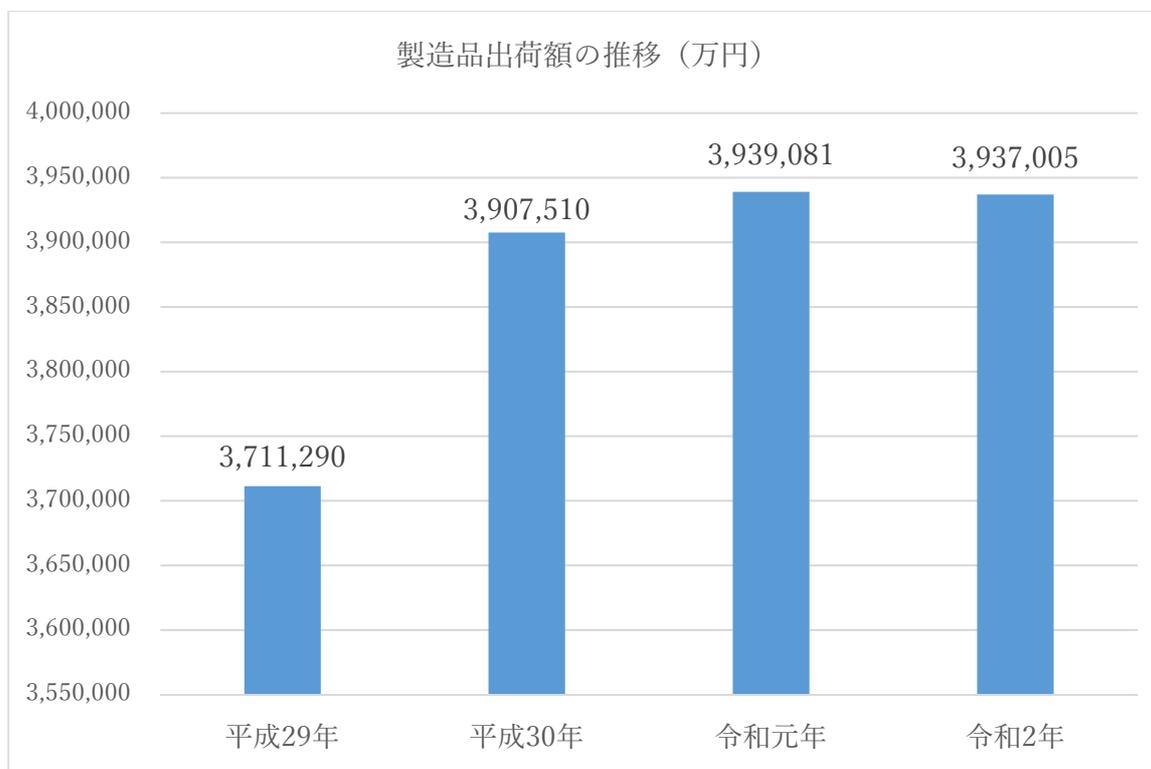
小売業が中心で商店数の約9割ですが、道路網が整備されたことや、インターネットの普及拡大等により、市民の購買・消費の圏域が拡大したことから商店数、商品販売額ともに減少しています。



(出典：大月市統計書 令和5年版)

(4) 工業

繊維産業を基盤に発展してきましたが、近年は電気機械・器具などの製造業種の出荷額割合が増加しています。



（出典：大月市統計書 令和5年版）

3-5 交通の概要

本市はJR中央本線、富士急行線、中央自動車道、国道20号（大月バイパスを含む）、国道139号が整備されています。

地域の生活関連道路については、各路線が国道20号や国道139号につながる形となっています。

第2章 計画策定の方向性

第1節 大月市の環境の現状と課題

1-1 自然環境

○現況

◆本市は面積の約87%が山林で構成されており、森林や河川、田園などの豊かな自然環境が広がっています。森林の主体をなす樹林はスギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツの植林、クヌギ・コナラ林などの広葉樹林となっています。

◆山地を中心にクマ・ニホンザル・タヌキ・カモシカなどの約1,400種類の動物が観察されています。市内を流れる桂川・笹子川やその支流をなす真木川・葛野川などの河川にはイワナ・ヤマメなどの魚が生息しています。

◆北部山地一帯には、シラビソ・オオシラビソ群集、イヌブナ群集などの亜寒帯・亜高山帯及びブナクラス域の自然植生が分布しています。また、シオジ・サワグルミ林、ハルニレ、サンリンソウ・ウラジロモミ群落などの貴重植物が生育しています。

◆市域には、名勝「猿橋」や岩殿山のほか、富士山の眺望地、溪谷などの美しい自然景観地が存在しており、多くの市民や来訪者に利用されています。このうち、滝子山・小金沢山・小金沢溪谷・岩殿山一帯は、県の自然環境保全条例に基づく自然保存地区や景観保存地区、歴史景観保全地区などに指定されています。

●自然環境保存地区などの一覧

区分	名称	場所	所有区分 (ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然 保存地区	小金沢山	甲州市塩山上萩原・下萩原・牛奥 大月市大月町真木 大月市七保町瀬戸・奈良子 甲州市大和町初鹿野・田野	0	612	0	612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸	0	15	0	15
	滝子山	大月市笹子町白野・初狩町下初狩	0	37	0	37
景観 保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸	0	165	0	165
歴史景観 保全地区	岩殿山	大月市賑岡町強瀬・畑倉	0	48	1	49

(出典：山梨県 自然環境保存地区及び自然記念物の指定 (告示第 520 号))

○課題

◆市域に広がる森林は、水源の涵養・自然災害の防止・生物多様性の保全・地球温暖化の防止・

木材生産・自然とのふれあいなどの多様な機能を果しています。しかし、適正な管理がされて

いない森林が増加しています。所有者の高齢化や林業の担い手が不足していることも課題とな

っています。森林の持つ重要性を認識し、森林機能の適切な維持を図っていくことが必要です。

◆水系沿いに発展する農地を、身近な生き物の生息の場として自然環境保全の立場からも適正

に管理・保全していくことが必要です。

◆数多くの動物が生息する一方で、野生動物による農作物への被害が多くみられます。有害鳥獣などによる食害防除の強化が必要です。

◆河川については、清流の回復を図り魚類や水生生物、昆虫などの多くの生き物が生息する環境を保全するとともに、ダム湖などへの移入動物種の侵入を防いでいく必要があります。

◆市民の共有財産である森林や河川の自然資源を有効活用するための方策が必要です。

◆森林や河川沿いなどに見られる廃棄物に対する対策を講じていく必要があります。

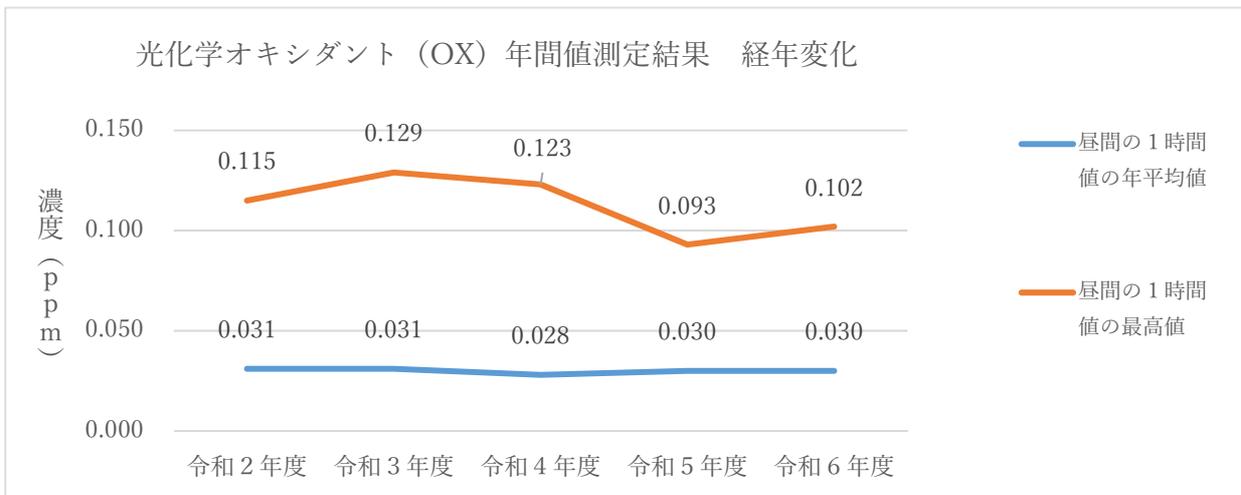
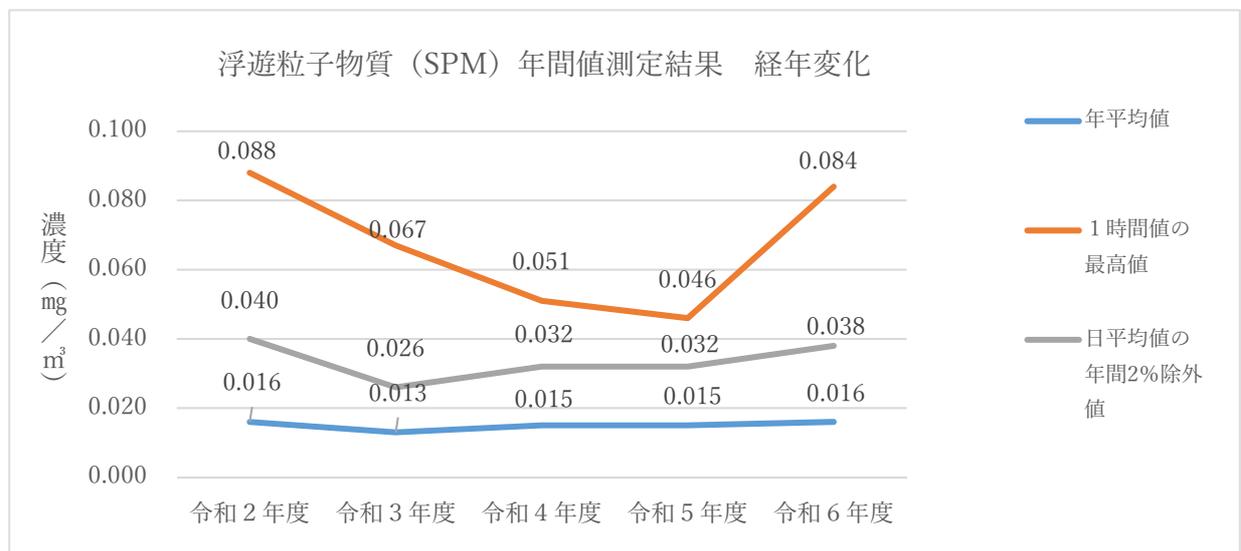
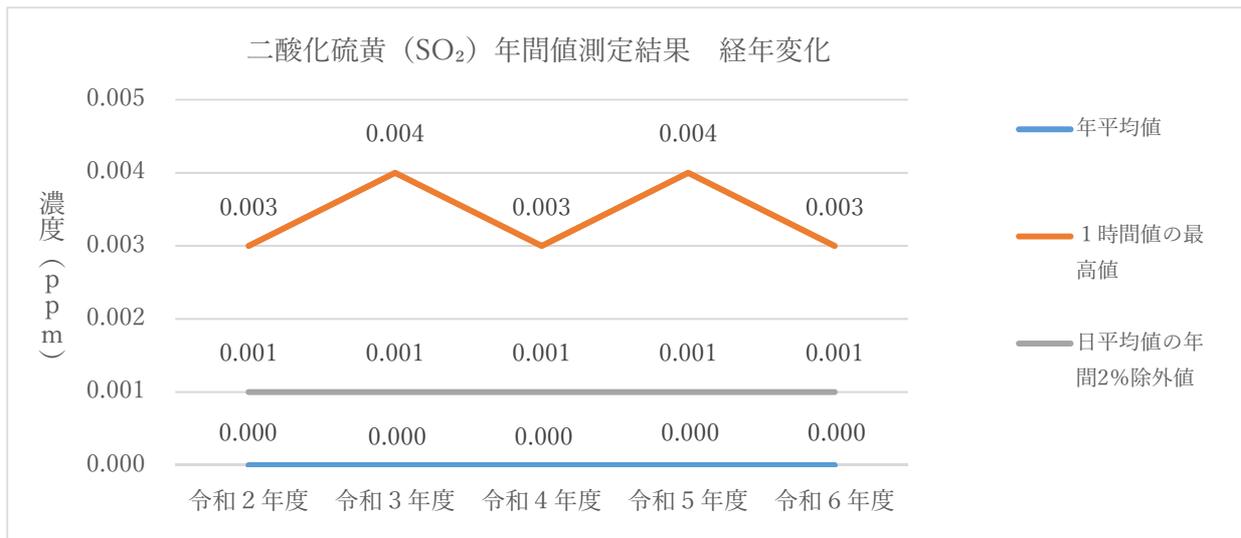
(1) 大気環境

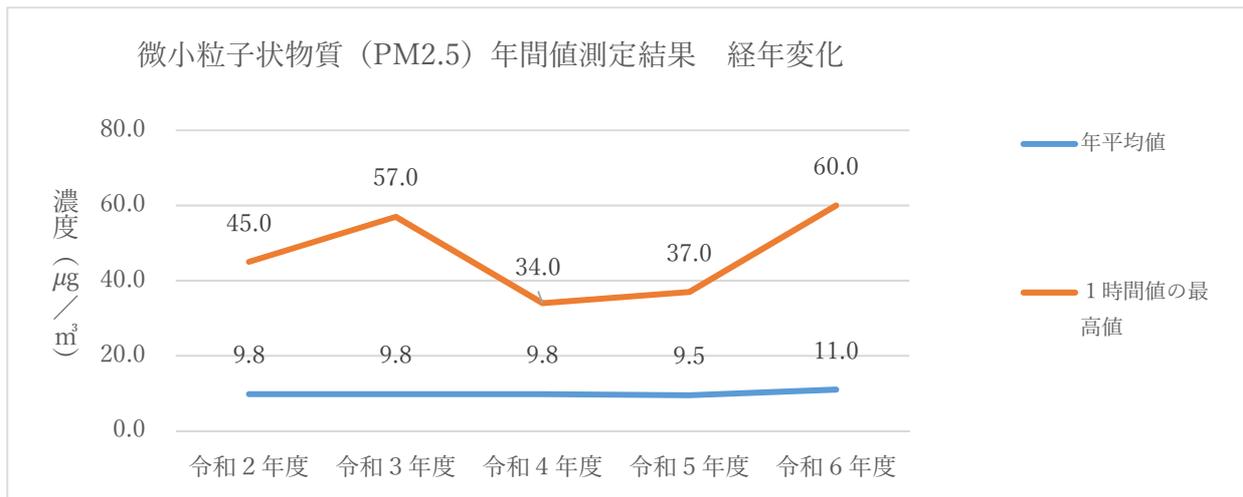
○現況

◆大気環境は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については環境基準を達成してはいますが、光化学オキシダント、微小粒子状物質は環境基準を上回っている状況にあります。夏期においては、首都圏からと考えられる大気汚染物質の移流により光化学オキシダントが高濃度となり、光化学スモッグ注意報が発令される日があります。

●大気測定結果

項目	環境基準	測定値	評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下で、かつ、1時間値が0.1ppm以下	(令和6年度) 1日平均値が基準を超えた日数0日 1時間値が基準を超えた時間数0時間	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下	(令和6年度) 1日平均値が基準を超えた日数0日 1時間値が基準を超えた時間数0時間	○
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の一日平均値が0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	(令和6年度) 1日平均値が基準を超えた日数0日	○
光化学 オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下	(令和6年度) 1時間値が基準を超えた日数年平均78日 1時間値が基準を超えた時間数年平均330時間	×
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	(令和6年度) 年平均11μg/m ³ 1日平均36μg/m ³ 1日平均値が基準を超えた日数1日	×





(出典：山梨県 大気環境の常時監視の結果)

○課題

◆光化学スモッグの抑制や自動車の排気ガス規制については、首都圏と中部圏を結ぶ幹線道路に昼夜多くの自動車が通行することにより、本市の対策のみでは不十分であり、首都圏との広域的な取組みが必要です。

◆微小粒子状物質（PM2.5）について、現段階では状況に応じて注意喚起を行っています。山梨県が常時計測している測定所が本市内にもあり、注意喚起を行う場合は、光化学スモッグ注意報と同様に防災無線で発令することになっています。中国大陸からの越境大気汚染であることから、国、県と連携し取組むことが必要です。

◆身近な取組みとして、野焼きに対するパトロールやホームページ、広報誌などによる啓発を推進することが必要です。

(2) 水環境

○現況

公共水域である相模川水系は、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型は「A 類型」

に指定されており、水質について次の基準値が定められています。

●A 類型河川における環境基準と桂川の水質の推移（測点：桂川・大月橋付近）

項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
基準値					
A 類型環境基準値	6.5~8.5	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100 mℓ 以下
測定値					
令和2年度	8.0	0.5 未満	1	10.9	1,300
令和3年度	7.7	0.5 未満	1 未満	11.9	4,900
項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	※大腸菌数
基準値					
A 類型環境基準値	6.5~8.5	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300CFU/100mℓ 以下
測定値					
令和4年度	8.1	0.5 未満	1	11.4	68
令和5年度	8.1	0.5	1 未満	11.2	79
令和6年度	8.0	0.5	2	9.4	280

※水質汚濁に係る環境基準が改正され、令和4年度より「大腸菌群数」項目を削除し、新たに「大腸菌数」となりました。

(大月市 市民課 生活環境担当 調査結果による)

桂川の水質については、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌数の基準を達成しています。近年、ボランティア団体などが清掃活動を積極的に行っていることにより、ごみが減少しているものの、依然としてごみの投棄は後を絶ちません。

○課題

- ◆下水道整備や浄化槽の設置・適正管理などを含む水質浄化対策が必要です。

- ◆河川における生物多様性の保全を図っていく必要があります。

- ◆河川へのごみ捨て禁止を呼びかけ、きれいな水辺環境を維持していく必要があります。

(3) 有害化学物質

○現況

◆有害化学物質については、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの5つの物質について環境基準が定められています。このうち、ダイオキシン類については、大気、公共用水域水質・底質、地下水、土壌ともに環境基準を満たしています。また、その他の有害化学物質についても全て環境基準を満たしています。

●ダイオキシン類の測定結果

項目	大気	公共用水域水質	公共用水域底質	地下水	土壌
環境基準	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L以下	150pg-TEQ/g以下	1pg-TEQ/L以下	1000pg-TEQ/g以下
令和2年度					
測定値	—	—	—	—	0.23
測定場所					初狩町下初狩
評価					○
令和4年度					
測定値	—	—	—	0.022	—
測定場所				七保町葛野	
評価				○	
令和5年度					
測定値	—	0.061	0.37	0.058	—
測定場所		笹子川 西方寺橋	笹子川 西方寺橋	初狩町中初狩	
評価		○	○	○	
令和6年度					
測定値	—	0.023	0.12	0.023	—
測定場所		相模川上流 大月橋	相模川上流 大月橋	富浜町鳥沢	
評価		○	○	○	

※令和3年度は実施していません。

(出典：山梨県 山梨県内における環境中のダイオキシン類測定結果)

●大気中の有害化学物質の測定結果

項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が 3 μ g/m ³ 以下 であること	1年平均値が 130 μ g/m ³ 以下 であること	1年平均値が 200 μ g/m ³ 以下 であること	1年平均値が 150 μ g/m ³ 以下 であること
令和2年度				
測定値 (年平均) mg/m ³	0.72	0.15	0.083 未満	1.9
評価	○	○	○	○
令和3年度				
測定値 (年平均) mg/m ³	0.80	0.17	0.050	2.7
評価	○	○	○	○
令和4年度				
測定値 (年平均) mg/m ³	0.67	0.16 未満	0.037 未満	1.7
評価	○	○	○	○
令和5年度				
測定値 (年平均) mg/m ³	0.66	0.10 未満	0.032 未満	2.2
評価	○	○	○	○
令和6年度				
測定値 (年平均) mg/m ³	0.61	0.028	0.016	1.2
評価	○	○	○	○

(出典：山梨県 大気環境の常時監視の結果)

○課題

◆有害化学物質は、微量でも環境に大きな影響を与え、私たちの健康に危害を及ぼすことが懸念されます。環境基準の達成にとどまらず、測定値のさらなる減少に向けた努力が必要です。

(4) 騒音・振動・悪臭

○現況

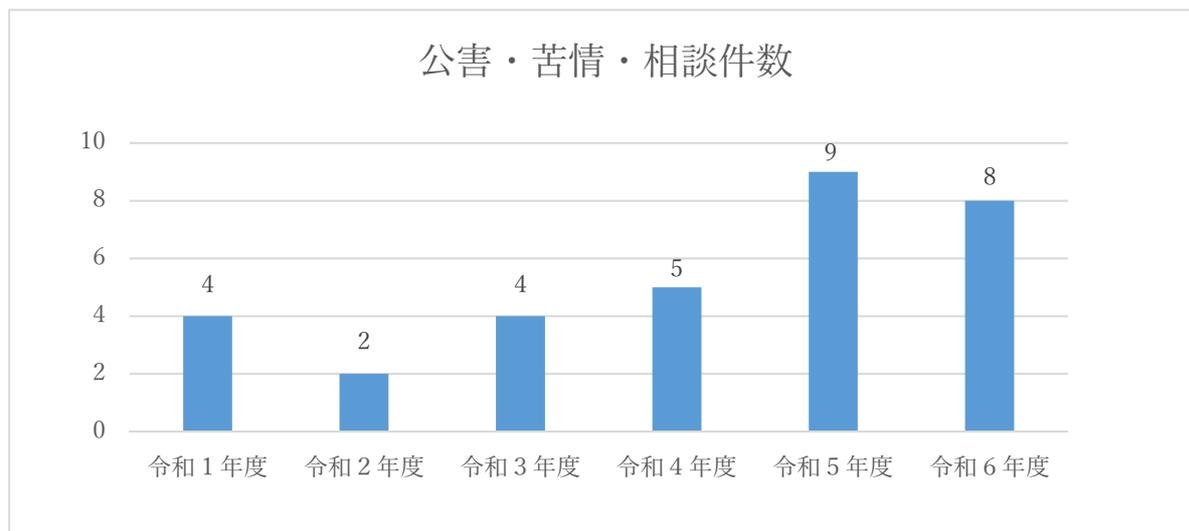
◆令和5年度・令和6年度の自動車交通騒音実態調査では、国道20号及び国道139号沿いで環境基準(昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下)を上回る騒音が発生しています。

●自動車騒音常時監視結果(面的評価)

評価対象道路の 路線名	住宅 戸数	達成戸数・割合							
		昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
令和5年度									
中央自動車道西宮線	127	127	100	0	0	0	0	0	0
中央自動車道 富士吉田線	305	305	100	0	0	0	0	0	0
一般国道20号	2,481	2,122	85.5	219	8.8	0	0	140	5.6
一般国道139号	97	87	89.7	8	8.2	0	0	2	2.1
全体	3,010	2,641	87.7	227	7.5	0	0	142	4.7
令和6年度									
中央自動車道西宮線	127	127	100	0	0	0	0	0	0
中央自動車道 富士吉田線	307	307	100	0	0	0	0	0	0
一般国道20号	2,471	2,112	85.5	222	9.0	0	0	137	5.5
一般国道139号	66	64	97.0	2	3.0	0	0	0	0
全体	2,971	2,610	87.8	224	7.5	0	0	137	4.6

(出典：大月市 自動車騒音常時監視結果)

◆身近な環境問題としての自動車騒音、近隣騒音や悪臭などによる相談は、令和2年度以降、若干増加傾向にあります。



(大月市 市民課 生活環境担当 実績)

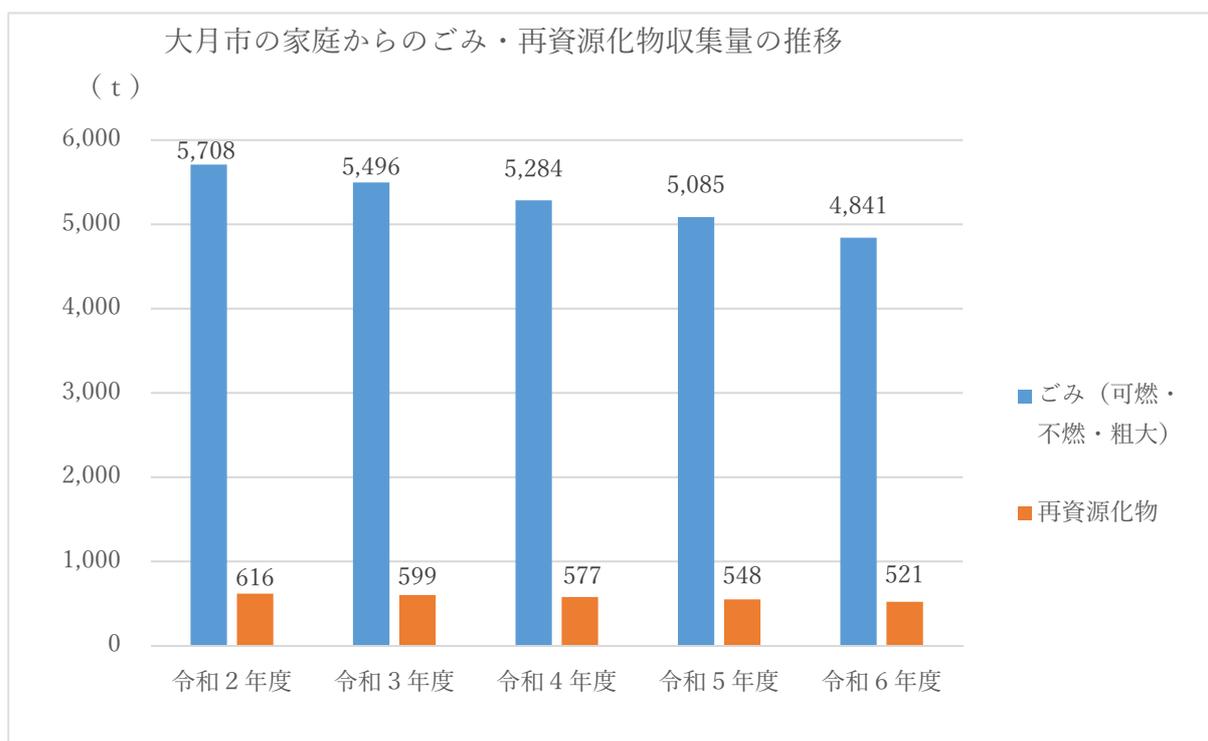
○課題

◆自動車による騒音・振動に対しては、交通渋滞の解消などによって緩和を図っていくことが必要です。

◆悪臭などについては、浄化槽の適正管理や指導など公害発生防止に向けた取組みを進めていくことが必要です。

○現況

◆家庭からのごみ・再資源化物の収集は、ごみステーションから市の委託業者が収集運搬し、まるたの森クリーンセンター（大月都留広域事務組合）で処理しており、年間の収集量は5,000 tを超えています。森林地域、林道沿いなどに廃棄物の不法投棄が見られるほか、市街地内や道路沿いなどでごみのポイ捨てが見られます。

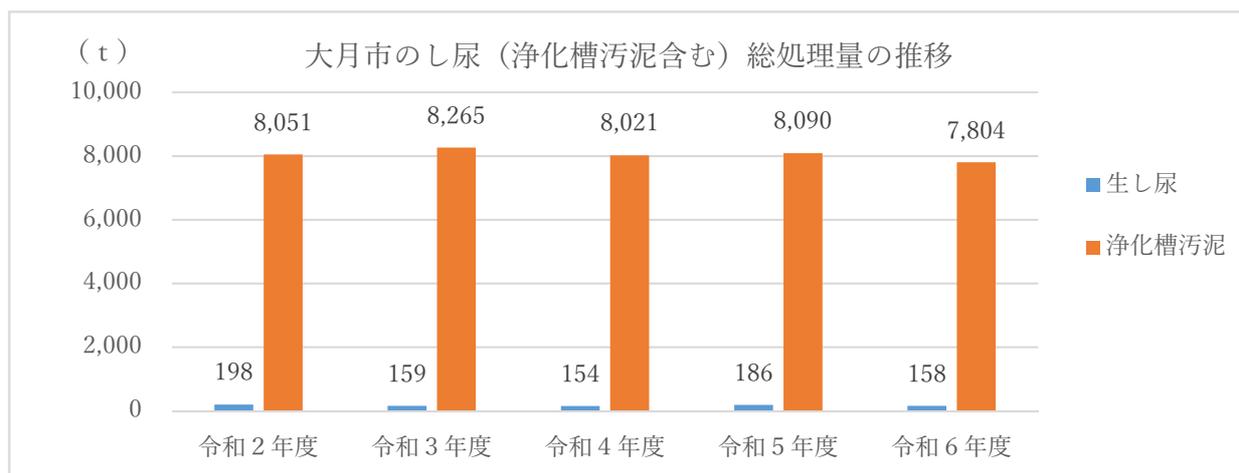


（出典：大月都留広域事務組合概要 令和7年度）

◆し尿の総処理量は、年間約8,000tあり、令和6年度末の下水道の普及率は20.6%、公共下水道水洗化率は63.7%となっています。

※下水道普及率：下水道供用開始人口/大月市総人口×100

公共下水道水洗化率：水洗化済人口/下水道供用開始人口×100



(出典：大月都留広域事務組合概要 令和7年度)

○課題

◆ごみの減量化・再利用・再資源化に対する取組みを推進していく必要があります。

限りある資源を有効に活用していくため、日常生活や事業活動でのスタイルを見直し、資源の合理的、循環的な利用に向けた対策を推進し、資源循環型社会を構築していくことが必要です。

◆不法投棄の防止にむけた市民活動を展開していくことが必要です。

◆下水道整備は、河川などの公共用水域の水質を守るために必要です。公共下水道の整備や、下水道未接続世帯に対する接続の促進などが必要で

○現況

◆世界の平均気温は、2023年、2024年と2年連続で観測史上最高を記録し、世界の平均気温は上昇傾向にあります。極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。同時に、猛暑による熱中症などの健康被害の発生リスクも高まっています。

本市においても、暴風、豪雨、地すべりなどにより、道路や橋梁の寸断など、自然災害の影響を受けています。

◆生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

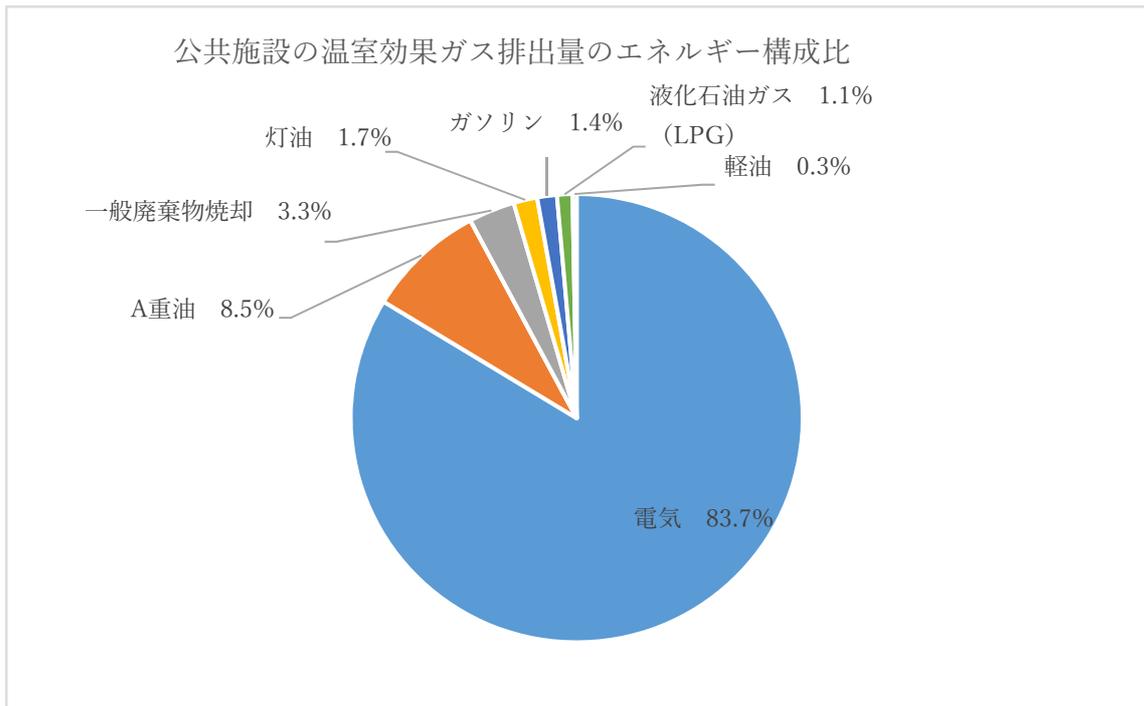
◆水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖などを通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

○課題

- ◆これらの地球が直面する3つの危機に対し、脱炭素をはじめ省エネルギーの推進や廃棄物の減量化・資源化などの地球温暖化防止につながる対策を、市民一人ひとりがSDGsを意識し実践していくことが必要です。

- ◆2015年に合意されたパリ協定において、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」という目標が国際的に共有されています。その後、2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書では、目標を達成する為には、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとすることが必要であるとされています。温室効果ガスの削減に向けた取組みを実施していくことが必要です。

- ◆公共施設では、地球温暖化対策実行計画を定め、関係各課などから選出されたエコオフィス推進委員による定期的なエネルギー使用量調査などにより、温室効果ガスの排出量の把握や事務・事業での省エネルギー対策を実行し、各施設からの温室効果ガスの削減を目標とした取組みを行っています。市の公共施設の温室効果ガス発生源は、大部分が電気エネルギーの使用からとなっているため、関係各課などで使用する電気量の削減に向けた取組みを実施していくことが必要です。



公共施設の温室効果ガス総排出量：9, 430 t-CO₂/年（令和4年度）

（出典：第5次大月市地球温暖化対策実行計画）

○現況

◆市では、環境保全に向けたアイドリング・ストップ運動や地球温暖化の防止・ごみの減量化・リサイクルなどに関する啓発活動を推進しています。また、環境保全に関する市民活動としては、市民・事業者・市で構成される民間団体「桂川・相模川流域協議会」が設立され、様々な環境保全活動や環境教育活動を展開しています。

○課題

◆環境問題は複雑多様化しているため、市民一人ひとりが理解と認識を深め、まず身近なことから環境に配慮した生活・行動を実践するとともに、市民・事業者・市などが一体となった取り組みや各主体が相互に支援する取組みを進めていくことが必要です。

1-6 市民アンケート

市民の環境に対する意識や環境へのニーズを把握し、第3次環境基本計画に反映させるため、令和6年5月にアンケート調査を実施しました。

この調査は、平成25年2月にも同様の項目で実施し、前回の結果と比較をしました。

○アンケート調査の概要

対象者	有効回答数	回答方法	配布方法
市民	177	インターネット・郵送	広報おおつきアンケート依頼掲載 LINE 配信
小中学生	82	インターネット	市内小中学校へアンケート 依頼（紙）配布

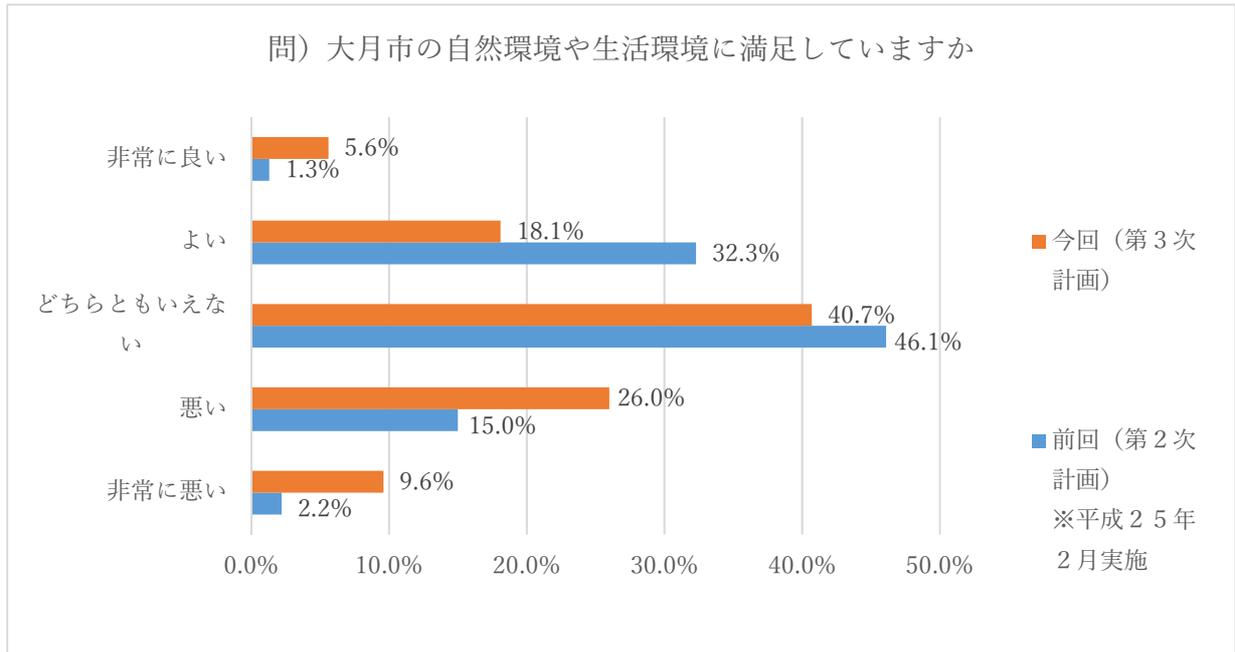
○実施期間 令和6年5月9日～令和6年7月22日

○アンケート対象者 大月市民、市内の小中学生

(1) 自然環境や生活環境の全体的な満足度

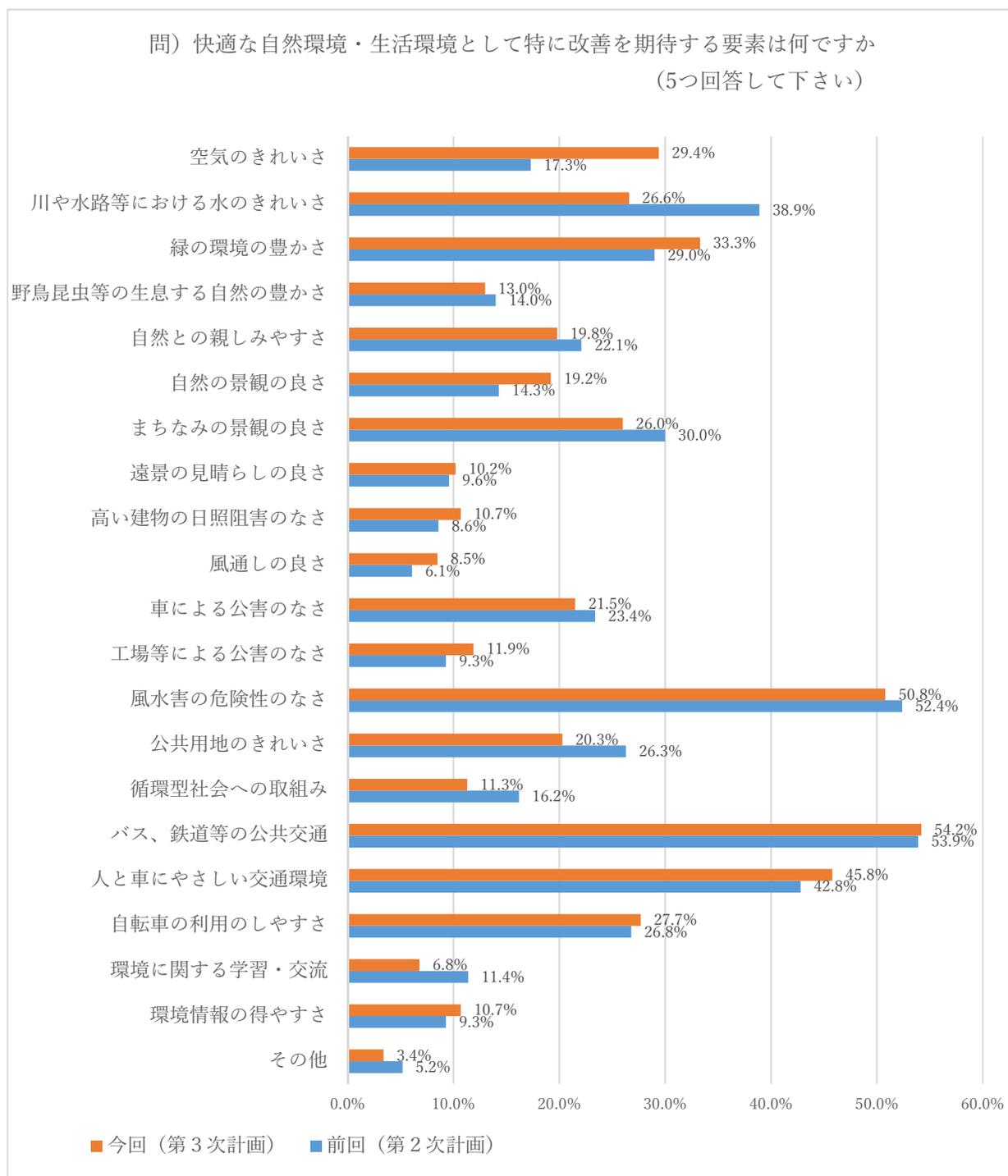
自然環境や生活環境の全体的な満足度については、「どちらともいえない」が40.7%と最も多く、次いで「悪い」が26.0%、「よい」が18.1%となっています。

前回の結果と比較し、全体的な満足度が下がっている傾向が見られます。



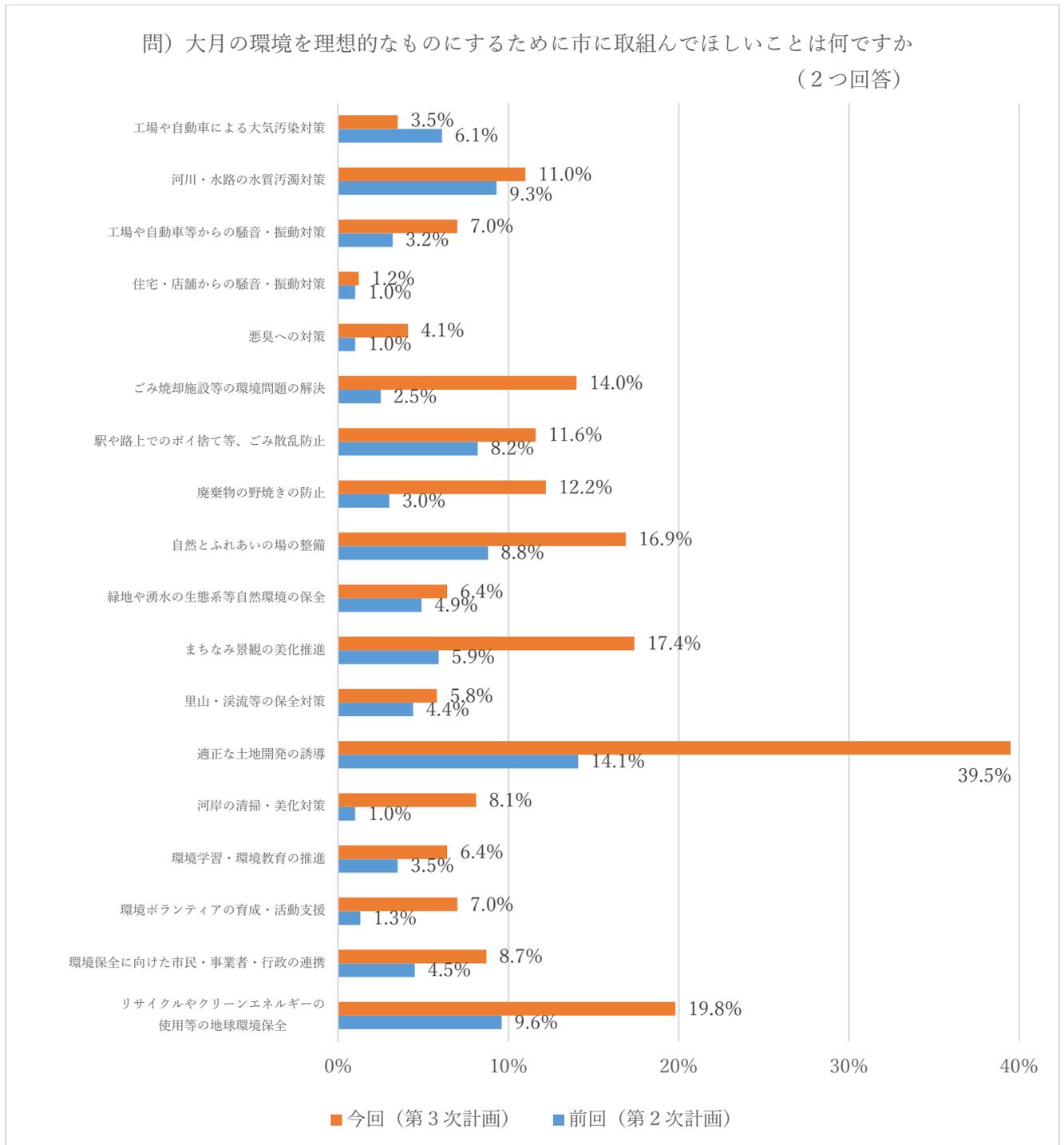
(2) 自然環境や生活環境について、特に改善を期待する要素（複数回答可能）

自然環境や生活環境について、改善を期待する要素としては、「公共交通機関の利便性」、が最も多く、次いで「風水害の危険性のなさ」、「人と車にやさしい交通環境」、「緑の環境の豊かさ」の順となっています。



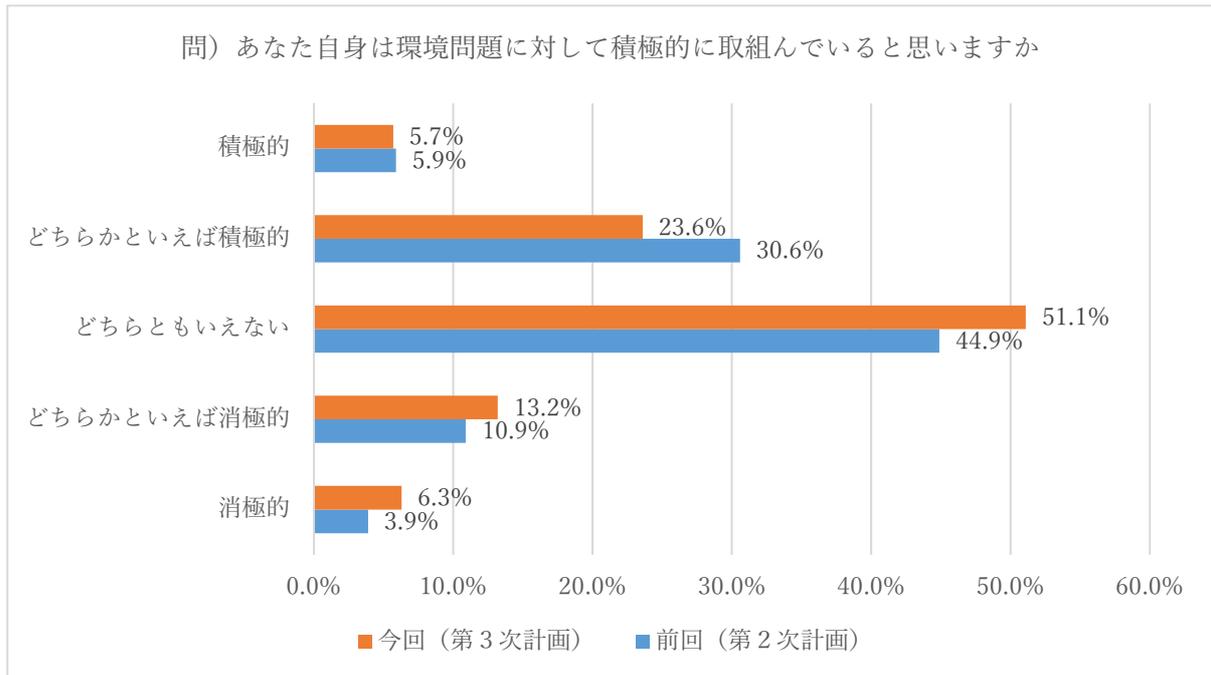
(3) 市に取組んでほしいこと

市に取組んでほしいこととしては、「適正な土地開発の誘導」が最も多く、次いで「リサイクルやクリーンエネルギーの使用などの地球環境保全」「まちなみ景観の美化推進」、「自然とのふれあいの場の整備」、「ごみ焼却施設などの環境問題の解決」の順となっています。



(4) 自分自身の環境問題への取組み

自分自身の環境問題への取組みの状況については、「どちらともいえない」が51.1%と最も多く、次いで「どちらかといえば積極的」が23.6%、「どちらかといえば消極的」が13.2%となっています。



第2節 計画策定に向けた視点

第1節にて掲げた課題に対応するため、以下の視点に基づき、計画を策定します。

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

国の第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標 (SDGs) の考え方に基づき、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む考え方が盛り込まれ、さらに第六次環境基本計画において、持続可能な社会の実現を目指すことが謳われています。環境対策は、温室効果ガスの排出量削減、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災や地域や経済の活性化などにもつながります。本市においても、環境に関する総合的な施策を強化するとともに、市内、市民や事業者などの各主体と共有し、連携を強化したうえで計画の推進を図る必要があります。



(2) 脱炭素（カーボンニュートラル）

本市では、令和3年2月15日に山梨県主催の「ストップ温暖化やまなし会議」において、山梨県内全市町村とともに「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明し、2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すこととしました。本計画においても、国の中期目標年度である2030年(令和12年)までを取組の加速期間として位置付け、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組を示していく必要があります。

(3) 気候変動への適応

気候変動の影響により、暴風や豪雨など、自然災害の発生頻度が高まっており、被害の規模も大きくなっています。また、近年の夏の猛暑により、熱中症の被害が増加しています。顕在化している気候変動の影響に対応するため、自然災害や健康への影響などの本市における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していくことが必要です。

第3章 目指すべき環境像

第1節 目指すべき環境像

環境計画は、現在及び将来の世代がともに環境の恵みを享受できるよう、「循環・共生・参加・国際的取組み」の長期的目標に沿って持続可能な社会を構築していくための戦略を示すものです。こうした環境基本計画の役割を踏まえ、今回の見直しでも同様の基本理念を掲げてその実現を目指します。

計画の基本理念

- ① 市民に豊かな恵みをもたらす環境を継承する。
- ② 環境に大きな負担を与えない循環型社会をつくる。
- ③ 地球環境の保全や地域の環境保全活動に自主的に取組む社会をつくる。



この基本理念に沿って大月市の環境の将来像を次のように設定します。

望ましい環境像

みんなで作ろう、住み続けたい緑と環境のまち

第2節 基本目標

第1節に示した基本理念や望ましい環境像を踏まえて、本計画の柱となる環境の基本目標を次のように定めます。

基本目標1 山・川の豊かな自然を活かした魅力あふれるまち

豊かな自然環境を、市民共有の財産として、次代に継承するとともに、これらの資源を有効に活用した魅力あふれるまちづくりを目指します。

基本目標2 健康で快適に安心して暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境上の問題が発生しないよう、生活の質や安全性の向上につながる環境を整備し、市民が健康で快適に、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標3 省資源やリサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち

資源を大切にし、ごみの発生を抑制するための取組みを行い、環境への負荷が少ないまちづくりを目指します。

基本目標4 脱炭素に取り組むまち

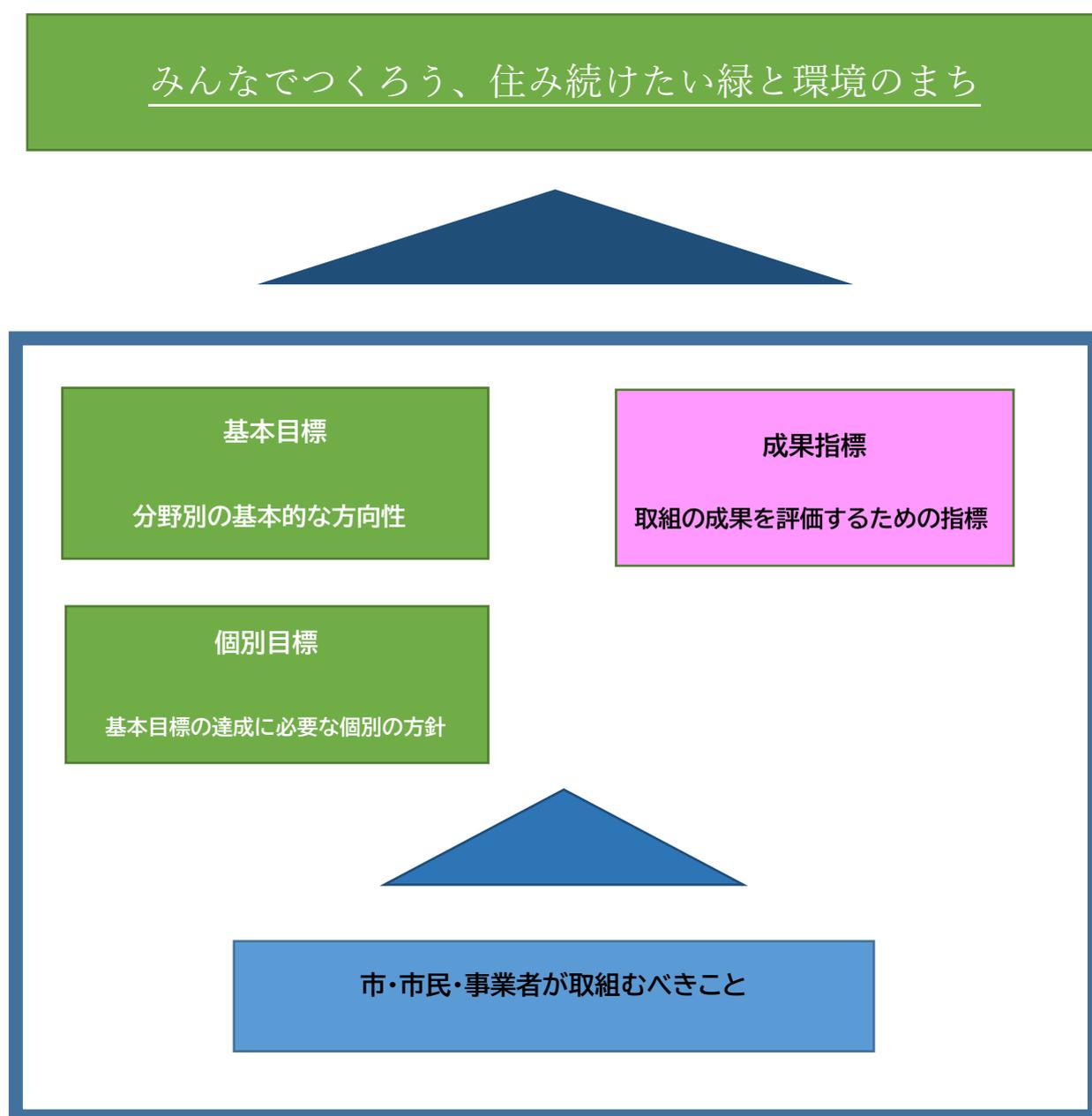
近年の猛暑や自然災害など、気候変動に対する取組みを実施し、2050年までに、地球温暖化の原因である温室効果ガスの実質排出ゼロを目指します。

基本目標5 市民みんなで環境問題に取り組むまち

環境保全に関わる諸課題に、市民・事業者・市が協働して取り組むまちづくりを目指します。

第3節 計画の体系

目指すべき環境像を実現するための環境施策は、基本目標、基本的施策、個別目標から構成しています。基本目標ごとに成果指標を設定し、実施する取組の成果を評価していきます。また、基本目標をもとに個別目標を設定するとともに、市・市民・事業者が取組むべきことについてより具体的な内容を次章以降にて説明します。



第4章 環境施策

第1節 環境施策の体系

5つの基本目標を達成するための基本的施策は次のとおりとします。

基本目標1 山・川の豊かな自然を活かした魅力あふれるまち

基本的施策1-1 自然環境の保全と適正管理

基本的施策1-2 自然観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実

基本目標2 健康で快適に安心して暮らせるまち

基本的施策2-1 大気・水・土壌などの環境改善

基本的施策2-2 有害化学物質による環境リスクの低減

基本的施策2-3 まちの魅力を高める緑の整備・創出

基本目標3 省資源やリサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち

基本的施策3-1 ごみの減量化・再資源化の推進

基本的施策3-2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理

基本的施策3-3 ごみゼロ運動の推進

基本目標4 脱炭素に取り組むまち

基本的施策4-1 公共施設における温室効果ガス排出量削減

基本的施策4-2 地球環境保全対策の推進

基本的施策4-3 気候変動への対応

基本目標5 市民みんなで環境問題に取り組むまち

基本的施策5-1 環境学習の推進

基本的施策5-2 環境パートナーシップの構築

基本的施策5-3 環境保全への普及啓発の推進

第2節 基本目標ごとの環境施策

基本目標1 山・川の豊かな自然を活かした魅力あふれるまち

基本的施策1-1 自然環境の保全と適正管理

【基本方針】

市域の約9割を占める森林・農地・河川などは、水源の涵養、自然災害の防止、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などに重要な役割を果たしています。

近年は農林業就業者の高齢化や農林業の低迷などにより、森林・農地の放置が進んでいます。環境保全の観点からこれらの自然資源の価値を見直し、農林業の振興にもつながる形で自然環境の保全と適正管理を推進し、その多面的機能の確保を目指します。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
森林の間伐・樹種転換事業実施面積	139.73ha	現状維持
農地の集積・集約化面積	10.10ha	20.00ha

【取組】

項目	内容
貴重な自然資源の保全	◆市域に分布する自然林、貴重動植物種の生息生育地、優れた自然景勝地などの保全に努めます。
森林の保育と適正管理	◆森林病虫害の防除を実施します ◆間伐・樹種転換を実施します。 ◆荒廃林の管理や植林に努めます。 ◆林業事業体の体制強化や事業者への支援を実施します。 ◆森林環境税及び森林環境贈与税の活用を進めます。
生物多様性の保全	◆NPOなどとの連携により、野生動物に関する情報の収集や保全に努めます。

田園環境の保全	<ul style="list-style-type: none">◆多様な生物が生息し、地域の自然生態系の一部をなしている田園環境の保全に努めます。◆野生動物による農作物への被害やクマによる人的被害の防止のための対策を強化します。◆遊休農地対策により農地の保全を図るとともに、遊休農地の活用を促進します。
---------	---

基本的施策 1 - 2 自然観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実

【基本方針】

本市は豊富な自然観光資源があります。富士山周辺へ向かう観光客等が利用する大月駅の利用増加や、東京近郊という立地条件を活かし、国内外へ向けた観光振興に役立てます。

この自然観光資源を守るため、環境保全に関する施策を進めます。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
主要公園など整備面積	76.9ha	現状維持
登山道整備延長距離	58km	現状維持

【取組】

項目	内容
観光資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆岩殿山、名勝猿橋、矢立の杉など、観光資源の環境整備に努めます。 ◆シオジの森ふかしろ湖（深城ダム）周辺を、観光レクリエーション拠点として整備します。 ◆秀麗富嶽十二景を構成する山々の環境整備に努めます。 ◆来訪者のアクセス向上のため、サインや誘導看板、案内板などの整備・修繕を行います。
自然とのふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然体験・自然観察の場を設置します。 ◆釣り場など、水辺とのふれあいの場の環境保全に努めます。 ◆遊休農地の活用などを実施します。
自然観光資源の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光地における、ポイ捨てなどの対策を強化します。 ◆登山者などの安全確保を図るため、登山道やハイキングコースの整備・保全・修繕に努めます。 ◆林道や遊歩道などの整備を実施します。 ◆全市的な観光レクリエーション施設・資源のネットワークを形成します。

基本的施策 2-1 大気・水・土壌などの環境改善

【基本方針】

これまでの私たちの生活や産業活動は、大量の資源・エネルギー消費で支えられてきましたが、同時にこれらの行為が生活環境の悪化を招いてきました。しかし、近年の新エネルギー技術の確立や人々の意識の改革により、私たちの生活及び産業活動は、環境への配慮と効率性の向上を両立させる方向へと移行してきています。

今後も、人々の健康や生活環境の快適性・安全性につながる環境問題の改善に取り組み、澄みきった大気と清らかな水、静けさの確保された心地よい環境の実現を目指します。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
大気汚染に係る環境基準 (基準値超えの日数)	光化学オキシダント (OX) 78日 微小粒子状物質 (PM2.5) 1日	環境基準全てが0日
河川水質に係る環境基準	環境基準全てが基準値内	環境基準全てが基準値内
下水道の接続率	供用可能家屋の63.7%	供用可能家屋の80.0%

【取組】

項目	内容
大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆アイドリング・ストップ運動の周知・推進を行います。 ◆県と連携し、工場などへの指導を実施します。 ◆国や関係機関と連携し、PM2.5の対策を強化します。
水質環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共下水道の整備・加入、合併浄化槽の普及・適正管理の促進により、生活排水による河川の水質汚染を防止します。 ◆定期的な河川・地下水の水質検査を行います。 ◆県や関係機関と連携し、工場排水などへの指導を実施します。 ◆児童を対象とした河川の水生生物調査を実施し、現状把握や意識の高揚を図ります。

<p>土壌環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆県や関係機関と連携し、事業者などに対し適切な指導を行います。 ◆野焼きなどに対する監視・指導を強化します。
<p>騒音・振動などの公害の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆国・県や関係機関と連携し、自動車に起因する騒音・振動などの対策を図ります。 ◆苦情処理対応の迅速化に努めます。 ◆工場・事業者や工事現場などの騒音・振動に対する指導を強化します。

基本的施策2-2 有害化学物質による環境リスクの低減

【基本方針】

有害化学物質は長期的に体内に蓄積され、健康被害を発生させます。特にダイオキシン類は、毒性が強く、排出量のごく微量であっても大きな影響が懸念されます。こうした有害物質による市民の健康被害をなくすため、国・県と連携してその排出と使用を規制し、環境リスクの低減を図ります。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
ダイオキシン類の環境基準 (大気・公共用水域・公共用水域底質・地下水・土壌)	全てが環境基準値内	全てが環境基準値内
有害化学物質の基準 (ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン)	全てが環境基準値内	全てが環境基準値内

【取組】

項目	内容
ダイオキシン類による環境汚染の防止	◆大気・公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の情報提供を行います。
その他の化学物質による環境汚染の防止	◆事業所が取り扱う化学物質について、国・県と連携して適正な管理を指導します。
既存公共建築物対策の推進	◆建築物へのアスベストなど化学物質の使用による健康被害などについて、情報提供を行います。 ◆改正建築基準法の趣旨に沿い、市内の既存公共建築物についても対策を講じます。

基本的施策2-3 まちの魅力を高める緑の整備・創出

【基本方針】

緑豊かな環境は、まちのイメージを高め、市民に安らぎを提供し、郷土を愛する心を育てます。また、公園などでの遊びや活動は、地域コミュニティの形成や青少年の健全な発育にも大きな影響を与えます。こうした観点に立ち、特にまちの中心部や身近な生活空間における緑の充実を図り、快適で魅力ある市街地環境の形成を目指します。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
街区公園、ポケットパークなどの整備数	6箇所	現状維持
協定緑地など	13.8ha	現状維持

【取組】

項目	内容
身近な憩いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区住民との協働により、身近な憩いの場、児童の遊び場の充実を図ります。 ◆学校校庭の有効利用の一環として、市民開放などの実施を検討します。
環境に配慮した開発の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ◆景観計画、地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、周囲の自然環境と調和する環境に配慮した開発を誘導します。
まちの魅力を高める緑の整備・創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆統一的な街並みの緑化や案内板・標識などのサイン類の整備を推進します。 ◆緑の募金を活用するなど、緑化に努めます。

基本的施策3-1 ごみの減量化・再資源化の推進

【基本方針】

ごみの発生量は、年間約7,500t（令和6年度「可燃・不燃・粗大・再資源化物」の合計値）となっています。ごみの減量化に取り組むとともに、資源や製品として出来るだけ再生するとの基本方針に沿って再資源化対策を推進し、循環型の都市を目指します。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
市民一人あたりのごみ排出量 (対象は生活系ごみのみ)	265kg	240kg
再資源化物の収集量 (対象は生活系・事業系ごみ)	579t	現状維持
生活系ごみの収集搬入量の総量	5,362t	3,860t
再資源化率	10.7%	15.0%
ごみ(可燃、不燃、粗大、再資源化物)の総量	7,544t	6,893t (令和14年度※ ₁)

※₁ 令和5年2月策定「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、目標年度を設定しています。

【取組】

項目	内容
ごみ回収システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆再資源化物の分別回収方法（ステーション方式・分別品目）の周知徹底を図ります。 ◆ごみの散乱を防ぐため、必要に応じてごみステーションの適正な維持管理の指導を行います。
ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭ごみの有料化を検討します。 ◆生ごみのコンポスト化や食品ロスの削減など、ごみの減量化に取り組めます。 ◆レジ袋削減のため、マイバックの利用を推進します。 ◆分別・リサイクルの徹底を図るための啓発活動を行います。
再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆回収可能なリサイクル対象品目の拡充を図ります。

基本的施策 3 - 2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理

【基本方針】

廃棄物の不法投棄に対する監視に努めるとともに、既存の廃棄物については責任の所在を明らかにし、速やかな撤去に努めます。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
年間の不法投棄処理件数	166件	100件

【取組】

項目	内容
不法投棄撲滅運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民・事業者・市などが連携し、廃棄物の不法投棄をなくす運動を展開します。 ◆市単独事業で不法投棄監視パトロールを行います。 ◆県や近隣市町村と連携し広域的な不法投棄の監視パトロールを強化します。 ◆警察などの関係機関と連携し、不法投棄の監視を強化します。 ◆事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。
既存廃棄物の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共用地などに放置されている不法投棄廃棄物について、県や関係機関と連携し、早急な撤去に努めます。

基本的施策 3-3 ごみゼロ運動の推進

【基本方針】

ごみのポイ捨てなどによる環境の悪化を防ぐため、幅広い市民運動を展開し、ごみのない清潔なまちの実現を目指します。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
市民参加による地区単位での ごみの清掃の実施回数	0回/年	2回/年

【取組】

項目	内容
啓発活動の推進	◆市民・事業者・ドライバーなどに対するポイ捨て禁止の啓発を行います。 ◆不法投棄防止に向けた看板の設置などを実施します。
ごみゼロ運動の推進	◆市民主体による地区単位でのごみの清掃などの環境美化活動を支援します。

基本的施策 4-1 公共施設における温室効果ガス排出量削減

【基本方針】

公共施設の温室効果ガスの排出抑制を率先して実践することにより、市民や事業者に対して地球温暖化防止の関心を喚起し、具体的な行動の促進を図ります。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度※ ₁)
公共施設における 温室効果ガスの総排出量	8, 356 t/年	6, 650 t/年

※₁ 目標年度については、「第5次大月市地球温暖化対策実行計画」に基づいて設定しています。

【取組】

項目	内容
電気・燃料などの使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆パソコン・照明・電気製品・公用車の適切な使用に努めます。 ◆省エネタイプの機器の導入をします。 ◆公共施設の LED 照明の導入に努めます。 ◆ハイブリッド車・電気自動車などの導入をします。 ◆各課における電気・燃料の使用量の管理を徹底します。 ◆クールビズやウォームビズにより、エアコンの使用量を減らします。
各事務・事業における環境負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタル化により、印刷物を減らします。 ◆環境への負荷が少ない製品の購入を推進します。 ◆各課において、ごみ・リサイクル量を把握し、ごみの減量化・リサイクル量の増加を図ります。 ◆水道やトイレなどにおいて、節水に努めます。

基本的施策 4 - 2 地球環境保全対策の推進

【基本方針】

本市における、温室効果ガス排出量の削減を目指します。地球環境問題への意識の向上に加え、市民・事業者が自ら地球環境保全活動に参加しやすくするための対策に取り組めます。また、市域に広がる広大な森林や太陽・水・風などの自然エネルギー資源を有効に活用し、環境負荷の軽減に取り組めます。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
小水力発電の導入	0 施設	1 施設
家庭用リチウムイオン蓄電池 設置費補助金の申請件数	7 件	20 件

【取組】

項目	内容
地球温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆アイドリング・ストップ運動を推進します。 ◆省エネ・節電など化石燃料の使用削減に努めます。 ◆市内事業所の ISO14001 認定取得を促します。 ◆行政におけるグリーン購入を推進します。
低炭素社会の実現に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー消費の少ない日常生活の実践を推進します。 ◆太陽光発電などの自然エネルギーの普及に努めます。 ◆電気自動車などの普及に努めます。 ◆省エネについて啓発に努めます。
自然エネルギー資源	<ul style="list-style-type: none"> ◆太陽光発電の普及や、風力・小水力発電の活用について検討します。 ◆木質系バイオマスエネルギー資源を有効利用します。

基本的施策 4-3 気候変動への対応

【基本方針】

気候変動により、豪雨など、自然災害の発生リスクが高まっています。

急峻な地形を持つ本市は、広範囲に土砂災害の危険性を有する区域があり、台風や豪雨による大規模な風水害が発生しています。狭い市街地に幹線交通機関が集積するという特徴から、道路における安全な通行の確保が求められています。こうした点を踏まえ、防災対策を講じていきます。

また、猛暑による熱中症などの健康被害についても発生リスクが高まっており、その対策が求められています。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
土砂災害特別警戒区域の箇所数	763箇所※	663箇所
クーリングシェルの 指定箇所数	9箇所	14箇所

※（出典：山梨県 土砂災害警戒区域等の市町村別指定状況一覧表）

【取組】

項目	内容
災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害や風水害を防止するため、民間林を含む森林の適正管理を推進・誘導します。 ◆市民の生活・財産を守るため市道などの生活道路の安全管理を徹底します。 ◆県と連携し、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所について、対策工事を進めていきます。
乱開発の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆無秩序な土地利用転換などによる災害を防止するため、一定の規模以上の開発行為に対しては必要な指導を行います。
道路の安全性向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害に強いインフラとしての機能の強化に努めます。

熱中症被害の防止	<ul style="list-style-type: none">◆熱中症警戒アラートなど、熱中症に関する情報の周知を徹底します。◆クーリングシェルターの利用を促進します。
----------	--

基本的施策 5-1 環境学習の推進

【基本方針】

環境問題に対し、行政と市民らが協力して取り組むまちづくりを目指すため、市民や事業者、次代を担う児童も含めた環境教育を実施し、環境保全に対する意識の向上を図ります。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
環境教育用の 学校林・学校農園の設置数	5箇所	現状維持
環境教育に関する事業数	2事業	6事業

【取組】

項目	内容
小中学校での環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆小中学校が行う環境教育を支援します。 ◆森林や農地（遊休農地）の一部を環境教育用の学校林や学校農園として活用します。
市民に対する環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民向けの環境に関する学習機会の提供に努めます。 ◆市民の要望に応じ、市職員や、やまなしエコティーチャーによる出張（出前）講座などを行います。
事業者に対する環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆法律に基づく各種環境基準や事業者の責務などに関する情報の周知に努めます。

基本的施策 5-2 環境パートナーシップの構築

【基本方針】

環境問題の解決には、市民・市民団体・事業者・専門家・行政などの多様な主体の参加と連携が不可欠です。また、周辺都市の活動団体や行政との連携も必要になります。こうした点から、環境問題に取り組むリーダーの育成の体制づくりなどに取り組めます。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
環境推進のための連携組織数 (全市及び各地区単位)	16組織	現状維持

【取組】

項目	内容
市民団体などの活動との協働	◆市民・NPO・事業者との協働による環境活動を支援します。
人材の養成	◆環境活動を推進する環境リーダーの育成に努めます。
連携組織づくり	◆市民・市民団体・専門家・行政などで構成するごみ減量化推進協議会との連携の強化を図ります。 ◆各種団体と連携し、自然保護や廃棄物の不法投棄の監視などを含む総合的な環境パトロール体制の確立に努めます。 ◆市民参加による環境づくりを進めるためのアダプト・プログラムを推進します。

基本的施策 5 - 3 環境保全への普及啓発の推進

【基本方針】

市民や事業者の環境に対する意識を高めるため、各種メディアを利用した環境情報の提供を図ります。

【数値目標】

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和17年度)
市などが行う環境調査の 情報提供回数	年2回	現状維持

【取組】

項目	内容
環境問題の普及啓発	◆環境問題の普及啓発に向けた取組みなどを実施し、意識の向上を図ります。
環境情報の提供	◆環境に関する各種情報を、市の広報誌やホームページなど様々な媒体で市民に提供します。 ◆環境保全施策の実施状況や達成状況を、市民に公表します。

第5章 計画の進行管理

第1節 計画の推進及び進行管理の基本的な考え方

環境基本計画に掲げる目標の実現に向けて関連する施策を計画的・総合的に推進していくため、次のような計画の推進体制や仕組みを整えます。

(1) 計画推進の体制づくり

市役所内に関係課の代表などで構成する全庁的な組織を置き、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行うこととします。

また、市民や事業者が主体となって行う活動の取組み内容やその支援方策、市と連携して取組むイベントの内容などについても検討、提言などを行います。

(2) 計画推進の進行管理の仕組みづくり

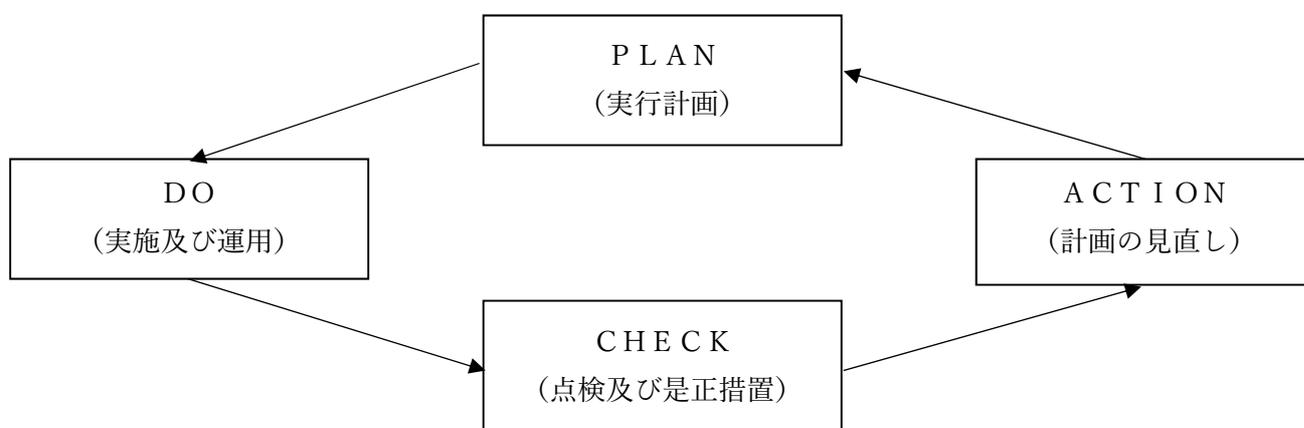
市役所内の関係課の代表の組織は、数値目標の実現に向けた施策や実践活動などの取組みを推進しますが、一定期間ごとにその成果や進捗状況を把握・評価し、これに基づいて環境目標の達成状況を分析し、今後の取組み内容を点検・再検討します。

そのために、計画の策定・見直しに関する組織として「庁内策定委員会」などをその都度、設置して作業にあたることとします。

この計画推進・点検には、P D C Aサイクルを基本とした「計画 (P L A N)」→「実行 (D O)」→「点検 (C H E C K)」→「計画の見直し (A C T I O N)」の流れを繰り返しながら、

改善を図っていきます。また、計画全体の進捗状況や数値目標の達成状況などの環境に関する全般をとりまとめ、公表し市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者や庁内の意見は、関係行政機関・関係団体・学識経験者などで構成する「大月市環境審議会」に報告して意見を求め、次期計画の取組みに反映させることとします。



【PDCAサイクル】

(3) 進行管理における環境指標

計画の実現に向けた取組みを推進するためには、将来に向かって環境情勢がどのような状況になるのかを知ることが必要です。

このため、本計画では環境の状態を測る物差しとなる環境指標（目標値）を設定し、定期的にその達成状況を把握することによって計画を効果的に進めます。

この計画指標については、計画の推進段階において必要に応じ見直しや追加を行います。

(4) 計画の見直し

速やかな対応が必要な課題の発生、技術革新などに伴う施策の転換、急激な社会情勢の変化や抜本的な法体系の改正などに柔軟に対応していくため、計画は適宜見直しをすることを基本とします。

第2節 計画の周知

環境基本計画に基づく市民や事業者の自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、次のような行動計画の周知・徹底を図ります。

◆市の広報誌やホームページへ掲載します。

◆市民や事業者を対象とした計画の周知や推進のための啓発を行います。

第3節 財源の確保

環境基本計画に掲げる環境施策や関係事業の実施及び、環境保全・環境創造の取組みに対する経費や、地域の環境保全活動を支援するため、適切な予算の確保に努めます。

資料編

1 大月市環境審議会答申

令和8年3月4日

2 委員名簿

区分	氏名	所属団体
関係行政機関	熊田 修	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 大月出張所長
	花形 英男	山梨県富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー推進幹
	横瀬 政弘	大月市市民生活部 部長
	小林 弘典	東部地域広域水道企業団 事務局長
	高橋 祐貴	大月都留広域事務組合 所長
関係団体	西村 恒男	大月市農業委員会 会長
	河野 剛	大月市森林組合 参事
	三木 範之	大月市商工会 会長
学識経験者	佐藤 克春	大月短期大学 教授

3 策定経過

令和6年5月9日～令和6年7月22日 市民アンケート調査実施

令和7年12月4日 第1回大月市環境審議会 開催

令和8年1月13日 第2回大月市環境審議会 書面開催

令和8年2月4日～令和8年2月18日 パブリックコメント募集

4 市民参加

4-1 市民アンケート調査

調査期間 : 令和6年5月9日～令和6年7月22日

調査対象 : 大月市民・大月市内の小中学生

回答者数 : 大月市民177名 小中学生82名

調査項目 : 市の生活環境・自然環境に対する満足度、市民の環境への取組状況

4-2 市民意見公募（パブリックコメント）

大月市第3次環境基本計画素案に対して、パブリックコメントを実施しました。

公募期間	令和8年2月4日～令和8年2月18日
提出者数・件数	0人・0件
意見を反映した件数	0件

5 用語解説

あ行 ■ **悪臭** いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。悪臭防止法で規制がなされている。

■ **アダプトプログラム** 市民と行政などが協働で進める環境活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

■ **温室効果ガス** 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を吸収するため、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

か行 ■ **カーボンニュートラル** 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

■ **合併処理浄化槽** 風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■ **環境基準** 環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■ **環境基本計画** 環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。

■ **環境基本法** 1993（平成5）年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■ **環境教育** 人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている今日において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業、地域社会などを通じて行う教育をいう。

■ **観光レクリエーション施設** 自然及び地域環境を活用し「憩いの場、交流の場」などとして、住民や来訪者が利用できる施設。

■ **間伐** 成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■ **クリーンエネルギー自動車** 石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

■**景観計画** 景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画である。また、景観計画区域を対象として景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定などの規制誘導の仕組み、住民参加の仕組みなどの法に基づく措置がなされるものである。

■**下水道普及率** 下水道が利用できる環境にある人の割合。

■**光化学オキシダント** 大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN などの総称で、主成分はオゾンである。眼や気道の粘膜を刺激するなどの健康被害や植物の葉の組織破壊などを生じさせる。

■**公共下水道水洗化率** 下水道が利用できる区域に住む人のうち、実際に下水道に接続している人の割合。

■**公害** 環境基本法第2条では、公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。

さ行 ■**再資源化率** 排出された廃棄物などのうち、再び資源として利用されたものの割合

■**桂川・相模川流域協議会** 山梨県と神奈川県を流れる桂川・相模川の流域環境を保全するために、市民・事業者・行政が連携して活動している団体です。

■**循環型社会** 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■**小水力発電** 出力 1,000～1 万キロワットの水力発電のこと。普通の水力発電のような大型ダム建設が必ずしも必要でなく、河川や農業用水、上下水道など様々な場所において、小規模の流量や段差を利用することによって発電することができる。

■**振動** 工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えることや、日常生活に影響を与えることにより問題となる振動をいう。

■**生物化学的酸素要求量 (BOD)** 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。

■**生物多様性** 種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

■**騒音** 「好ましくない音、ない方がよい音」の総称である。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快な音、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音などがあげられる。

た行 ■**ダイオキシン類** 有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義

されている。

■**太陽光発電** 太陽光に含まれる可視光線など半導体を用いて直接電気に変換する発電方式。シリコンを用いたものが一般的であるが、最近は化合物系太陽光発電など新たなタイプも販売されている。

■**低炭素社会** 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

■**適応** 既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」という。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「緩和」がある。

■**電気自動車 (EV)** ガソリンなどの化石燃料ではなく、自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する電気自動車のこと。従来のエンジンを搭載していないため、環境への負荷が少なく、自宅での充電が可能である。

な行 ■**二酸化硫黄 (SO₂)** 石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■**二酸化窒素 (NO₂)** 石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■**農地の集積・集約化** 集積は、農地を所有又は借入することにより、利用する農地面積を拡大することを指す。集約とは、農地の利用権を交換することなどにより、農地の分散を解消し、農作業を効率的に行えるようにすること。

■**野焼き** 法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

は行 ■**バイオマス** 太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。木炭や薪（まき）などはこのバイオマスの一種。現在、代替エネルギーとして注目を浴びている。

■**微小粒子状物質 (PM_{2.5})** 大気中に浮遊している 2.5 μ m (1 μ m は1mm の1千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた 10 μ m 以下の粒子である浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子。PM_{2.5} は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。環境基準として、1年平均値 15 μ g/m³ 以下かつ1日平均値 35 μ g/m³ 以下 (2009 (平成 21) 年9月設定) と定められている。

■**浮遊物質(SS)** 水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、沈降

性の少ない粘土鉱物による 微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと 透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死ぬことや、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。

■浮遊粒子状物質 (SPM) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

ま行 ■3つの危機 地球温暖化の危機・資源の浪費による危機・生態系の危機

や行 ■やまなしエコティーチャー 環境保全及び創造の分野において、専門的な知識や豊富な経験のある人がエコティーチャーとして山梨県に登録されている。民間団体や学校等からの要請に基づき、環境に関する研修会・講演会などに講師として派遣される。

ら行 ■リサイクル 廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

英数 ■A類型 水域類型は、河川、湖沼、海域のそれぞれで設定されており、河川は6類型 (AA、A、B、C、D、E) 分類される。

■ISO14001 環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、①方針・計画 (Plan)、②実施 (Do)、③点検 (Check)、④是正・見直し (Act) というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

■PDCA サイクル 業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定 (plan)、実行 (do)、点検・評価 (check)、見直し (action) という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■pH (水素イオン濃度) 物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH= 7の場合は中性と呼ばれる。pH 値が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に pH 値が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

■SDGs Sustainable Development Goals の略。2015 (平成 27) 年9月の国連総会で採択された「我々の世界 157 を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。